

市政情報

夜間納税相談窓口

日中来庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

5月31日、6月28日(金)午後5時15分～7時

☎収税課 ☎21-1409 ☎23-2238

車検時の納税証明書提示が原則不要です

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が昨年1月から運用を開始しています。これにより、軽自動車検査協会が軽自動車税(種別割)の納付状況をオンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となっています。

※納付方法によっては、納付情報が確認できるまで相応の日数がかかることから納税証明書が必要になる場合があります。

※2輪小型自動車は、軽JNKSの対象外です。

☎収税課 ☎21-1409 ☎23-2238



市HP

外国語版「資源とごみの分別収集計画表」

外国語版「資源とごみの分別収集計画表」(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語)を市HPに掲載しております。

外国語(がいこくご)のごみの出し方(だしかた)は市ホームページ(しほーむぺーじ)を見(み)てください。

☎廃棄物対策課 ☎21-1401 ☎23-7700



市HP

「東松山市立地適正化計画」を改定しました

市では、2019(平成31)年4月に策定した「東松山市立地適正化計画」に安全なまちづくりに必要な防災・減災対策を計画的かつ着実に講じていくための防災指針を追加する改定を行いました。市HP、都市計画課、各図書館、各市民活動センターで公表しています。

☎都市計画課 ☎21-1425 ☎24-8857



市HP

都市計画の案の縦覧及び意見書の受付

東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧及び意見書の受付を行います。

案の縦覧及び意見書の提出期間

5月10日(金)～24日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

変更の内容

- ①「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「東松山都市計画区域区分」の変更(県決定)
- ②「東松山都市計画用途地域」「東松山都市計画市の川土地区画整理事業」及び「東松山都市計画市の川土地区画整理促進区域」の変更(市決定)

案の縦覧場所

①県都市計画課、県東松山県土整備事務所、市都市計画課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課、吉見町まち整備課

※県HPからも見ることができます。

②市都市計画課

※市HPからも見ることができます。

意見書の提出方法

縦覧場所等で配布する意見書に必要な事項を記入し、5月24日(金)午後5時15分までに直接又は郵送(必着)で提出。①は県都市計画課、県東松山県土整備事務所、市都市計画課へ。②は市都市計画課へ。

県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)

県東松山県土整備事務所(〒355-0024六軒町5-1)

市都市計画課(〒355-8601松葉町1-1-58)

※①は県電子申請届出サービスでも提出できます。

☎①東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の住民及び利害関係人

②東松山市の住民及び利害関係人

☎県都市計画課 ☎048-830-5341

市都市計画課 ☎21-1425 ☎24-8857



市HP

老朽空き家除却補助金交付制度

地域住民の生活環境を保護することを目的として、防災、衛生などに悪影響を及ぼす可能性のある空き家(老朽空き家)を除却する人に対し補助金を交付します。なお、年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

☎市内に空き家を所有する人又はその相続人で次の全てに該当する人

- ・市税に滞納がないこと
- ・過去に本補助金の交付を受けたことがないこと

対象物件 次の全てに該当するもの

- ・倒壊等で隣接地及び周辺の道路、住宅等に危険を及ぼすおそれがあるもの
- ・住宅地区改良法に規定する不良住宅で、一戸建てであるもの
※市職員が不良住宅判定を行い、建物内外の確認や撮影を行います。
- ・1年以上空き家で、物置等として使用していないもの
- ・公共事業の補償の対象となっていないもの
- ・空き家の所有者が複数いる場合は、全員の同意を得ているもの
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定による勧告を受けていないもの
- ・兼用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅部分であるもの

補助率 除却工事費の1/2

限度額 20万円

※市内業者と契約して行う場合は、限度額25万円

※交付申請の前に事前相談票の提出が必要です。

☎・☎環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700



市HP

市税の納期内納付にご協力をお願いします

簡単で便利な納税方法をご活用ください

□口座振替

口座振替による納税は、指定した口座から納期限ごとに自動的に引き落としとして納税する便利な制度です。納め忘れのないように、口座振替をご利用ください。

□口座振替できる金融機関

埼玉りそな銀行・りそな銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行・東和銀行・埼玉信用金庫・中央労働金庫・埼玉中央農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)

申込方法

東松山市口座振替依頼書をご記入の上、通帳と届出印、納税通知書(お持ちの人)を持参し、振替を指定する口座のある金融機関へ申込みください。東松山市口座振替依頼書は、各納税通知書に添付してあります。また、市内の金融機関及び収税課で配布しています。

開始時期

金融機関へ申込んだ日の翌月末の納期限から

注意事項

- ・口座振替は、一度申し込むと解約するまで継続します。口座振替を止めたい場合は、口座振替の解約(停止)の届出が必要です。
- ・軽自動車税を口座振替で納付した場合は、6月中旬をめぐりに軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)を送付しますが、届くまでの間に継続検査を受ける場合は、収税課までご連絡ください。

□市税等納期限一覧表

納期限を過ぎると、督促状が届いたり、延滞金が加算されたりします。また、滞納整理の費用は税金から支出されます。市民の皆さんの暮らしを支える大切な税金を有効に活用できるように、市税等の納期内納付にご協力ください。
※納期限が土・日曜日又は祝日の場合は、その翌日が納期限です。

市税等納期限一覧表

納期限	市・県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税
4月末日				
5月末日		第1期	全期	
6月末日	第1期			
7月末日		第2期		第1期
8月末日	第2期			第2期
9月末日				第3期
10月末日	第3期			第4期
11月末日				第5期
12月25日		第3期		第6期
1月末日	第4期			第7期
2月末日		第4期		第8期
3月末日				

□納税証明書の取得

発行できる税目 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)(継続検査用含む)、国民健康保険税、法人市民税

請求できる人 ・納税義務者本人

- ・申請時に納税義務者と同一世帯にいる人
- ・納税義務者から委任を受けた代理人(委任状の提出が必要です)

手数料 1通200円

※軽自動車税(種別割)の継続検査用納税証明書は無料

- 注意点 ・窓口に来た人を確認するため、運転免許証、健康保険証などの身分証明書をお持ちください。
- ・代理人が請求する場合は、委任状が必要です。
- ・納税義務者が法人の場合は、窓口に来た人の身分証明書

□バーコードを利用したスマートフォン決済アプリ等

納付書のバーコードを決済アプリ等で読み込み、納付することができます。手数料は無料です。利用方法等の詳細は市HPをご確認ください。

利用できる決済アプリ等

モバイルレジ、PayB(ペイビー)、楽天銀行コンビニ支払サービス、LINE Pay、PayPay、d払い、au PAY、J-Coin Pay

注意事項

- ・領収書は発行されません。
- ・コンビニ等の店舗窓口での納付には使用できません。

□納税方法が拡大しました

二次元コードを利用した納税について、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)に加えて、4月から市県民税(普通徴収)、国民健康保険税も、納付書に印刷されている二次元コードを利用して納税できるようになりました。利用できる納税方法等は、地方税お支払サイトでご確認ください。



地方税お支払
サイト

と共に、法人の代表者印のある申請書又は委任状が必要です。

- ・軽自動車税(種別割)の継続検査用の納税証明書を請求する場合、車検証(コピー可)があれば身分証明書や委任状の提示は不要です。
- ・納付方法によっては、納付情報が確認できるまで相応の日数がかかります。納付後すぐに納税証明書を請求する場合は領収書をお持ちください。
- ・口座振替日(納期限)から1週間以内に納税証明書を請求する場合は、引き落としが記載された通帳等をお持ちください。

■共通事項

☎収税課 ☎21-1409 ☎23-2238



市HP